

様式1

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名称 社会医療法人健友会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があつた場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市下町2番11号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和52年12月26日
※社会医療法人 平成23年4月1日 認定

(4) 設立登記年月日 昭和52年12月27日
※社会医療法人 平成23年4月1日

(5) 役員及び評議員
※添付書類6 付表1 (理事、監事、評議員に関する明細表)

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えな事。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の専任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2. 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	社会医療法人健友会上戸町病院	長崎市上戸町4丁目2番20号	一般病床 60床 療養病床 44床
診療所	社会医療法人健友会大浦診療所	長崎市大浦町9番30号	無床診療所
〃	社会医療法人健友会香焼民主診療所	長崎市香焼町501番地	〃
〃	社会医療法人健友会花丘診療所	長崎市花丘町13番19号	〃
〃	社会医療法人健友会五島ふれあい診療所	五島市三尾野2丁目1番29号	〃

- 注) 1. 地方自治法第244条第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 付帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類または事業所名	実施場所	備考
訪問看護ステーション	長崎市大浦町9番30号	訪看ステーションそよかぜ
訪問介護・介護予防訪問介護	長崎市大浦町9番30号	健友会ヘルパーステーション
介護予防・日常生活支援総合事業	長崎市大浦町9番30号	健友会ヘルパーステーション
身体障害者居宅介護事業	長崎市大浦町9番30号	(同上)
知的障害者居宅介護等事業	長崎市大浦町9番30号	(同上)
児童居宅介護等事業	長崎市大浦町9番30号	(同上)
居宅介護支援事業・介護予防居宅介護支援事業	長崎市大浦町9番30号	健友会ケアプランセンター
通所介護事業・介護予防通所介護事業	長崎市戸町4丁目7番20号	戸町ふくし村デイサービスセンター
地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護事業	長崎市星取2丁目2番43号	デイサービスきらり
地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護事業	五島市三尾野2丁目1番29号	五島ふれあい診療所
介護予防・日常生活支援総合事業	長崎市戸町4丁目7番20号	戸町ふくし村デイサービスセンター
介護予防・日常生活支援総合事業	長崎市星取2丁目2番43号	デイサービスきらり
介護予防・日常生活支援総合事業	五島市三尾野2丁目1番29号	五島ふれあい診療所

種類または事業所名	実施場所	備考
短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業	長崎市戸町4丁目7番20号	戸町ふくし村ショートステイター
ホームヘルパー養成研修事業	長崎市大浦町9番30号	健友会ヘルパーステーション
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業	長崎市星取2丁目2番43号	グループホーム星取
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業	長崎市戸町4丁目7番20号	グループホーム 風の丘
特定施設入居者生活介護事業・介護予防特定施設入居者生活介護事業	長崎市戸町4丁目7番20号	有老ホーム ポポロの森
介護付有料老人ホーム	長崎市戸町4丁目7番20号	有老ホーム ポポロの森
住宅型有料老人ホーム	長崎市戸町4丁目7番20号	有老ホーム ポポロの森
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型通所介護事業	長崎市戸町4丁目7番20号	うちんがた戸町

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
法人所有物件の賃貸	長崎市戸町4丁目7番20号	こぼと保育園 (市認可)
法人所有物件の賃貸	長崎市戸町4丁目7番20号	放課後事業健全育成事業 (市委託)
法人所有物件の賃貸	長崎市花丘町13番19号	鍼灸所

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 6月26日

- 第1号議案 2020年度決算報告の承認
- 第2号議案 2020年度利益処分の承認
- 第3号議案 役員選任に関する件

令和4年 3月27日

- 第1号議案 2021年度活動総括・2022年度活動方針の承認
- 第2号議案 2022年度予算の承認
- 第3号議案 2022年度借入限度額の承認
- 第4号議案 2022年度役員報酬限度額の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法

人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない

(7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。
(任意)

様式第一号

法人名 社会医療法人健友会
所在地 長崎市下町2-11

※医療法人整理番号

--

貸借対照表
(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,130,591,503	I 流動負債	393,635,035
現金及び預金	566,195,629	買掛金	25,534,616
事業未収金	531,951,014	未払金	131,601,225
未収金	19,552,617	長期借入金一年以内返済	164,358,000
たな卸資産	8,099,940	未払費用	42,432,414
前払費用	5,552,107	未払法人税等	121,000
その他の流動資産	2,941,069	未払消費税等	5,245,800
貸倒引当金	△ 3,700,873	預り金	14,133,130
		前受金	10,208,850
II 固定資産	2,188,019,307	II 固定負債	2,424,026,635
1 有形固定資産	2,039,966,530	長期借入金	1,679,649,000
土地	1,251,323,282	退職給付引当金	710,315,338
建物	624,252,286	長期預り金	34,062,297
建物付属設備	111,160,516		
構築物	16,048,972	負債合計	2,817,661,670
医療器械	29,532,785		
器具備品	7,648,689		
2 無形固定資産	12,595,294		
電話加入権	1,686,242		
ソフトウェア	10,906,036		
その他の無形固定資産	3,016		
3 その他の資産	135,457,483		
長期預金	70,000,000		
長期貸付金	60,614,883		
出資金	660,000		
差入保証金	160,000		
敷金	252,000		
その他の固定資産	3,770,600		
資産合計	3,318,610,810	純資産の部	
		科目	金額
		I 積立金	500,949,140
		設立等積立金	80,000,000
		繰越利益積立金	420,949,140
		純資産合計	500,949,140
		負債・純資産合計	3,318,610,810

様式第二号

法人名 社会医療法人健友会
所在地 長崎市下町2-11

*医療法人整理番号

損益計算書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,637,867,667
2 事業費用		2,447,918,772
本来業務事業利益		189,948,895
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		693,884,356
2 事業費用		701,836,469
附帯業務事業損失		7,952,113
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		4,865,460
2 事業費用		3,314,216
収益業務事業利益		1,551,244
事業利益		183,548,026
II 事業外収益		
受 取 利 息	8,530	8,530
III 事業外費用		
支 払 利 息	12,049,043	12,049,043
経常利益		171,507,513
IV 特別利益		
固定資産売却益	—	
設備補助金	3,772,000	
償却債権取立益	1,200,000	
その他の特別利益	634,618	5,606,618
V 特別損失		
固定資産圧縮記帳損	3,771,999	
固定資産除却損	600,549	
その他の特別損失	417,280	4,789,828
税引前当期純利益		172,324,303
法人税・住民税及び事業税	121,000	121,000
当期純利益		172,203,303

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該損益事業、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人健友会
 所在地 長崎県長崎市下町2-11

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 3,318,611 千円
 2. 負 債 額 2,817,662 千円
 3. 純 資 産 額 500,949 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,130,592
B 固 定 資 産	2,188,019
C 資 産 合 計 (A+B)	3,318,611
D 負 債 合 計	2,817,662
E 純 資 産 (C-D)	500,949

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 社会医療法人健友会
所在地 長崎市下町2-11

医療法人番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (円)	科目	期末 残高 (円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (円)	科目	期末 残高 (円)
該当なし							


(取引条件及び取引条件の決定方針等)

社会医療法人 健友会
理事長 宮崎 幸哉 様

2022年6月8日

監事監査報告書

社会医療法人 健友会
監事 川浪 猛之
監事 戸川 佳子
監事 山口 喜久雄
監事 和田峯 暢浩



社会医療法人健友会の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の業務および財産の状況、理事の職務の執行状況について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。決算資料および残高明細をもとに監査手続きを実施しました。また、監査を行うにあたり、考慮すべき監査上の留意点などについて会計監査人による期末監査結果について報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正に監査を行っていることを確認しました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄付行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②会計帳簿等は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- ③計算書類は、法令及び寄付行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。

- (2) 会計監査人による監査手続き及び報告書については、相当であると認めます。

以上

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人健友会
 理事長 宮崎 幸哉
 住所： 長崎市下町2番11号

以下のとおり相違ありません。

施設名	社会医療法人健友会上戸町病院
施設の所在地	長崎市上戸町4丁目2番20号
管轄保健所名	長崎保健所

1 診療科目

科目	内科	外科	整形外科	消化器科	呼吸器科	循環器科
	リハビリテーション科	リウマチ科	肛門科	放射線科	神経内科	科
		科	科	科	科	科

2 許可病床数

一般室		療養室		結核室		精神室		感染症室		合計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
22	60	12	44							34	104

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施設	設備等
<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置
<input type="checkbox"/> 精神科救急医療	<input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置
<input type="checkbox"/> 災害医療	<input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室	<input checked="" type="checkbox"/> 超音波診断装置
<input type="checkbox"/> へき地医療	<input checked="" type="checkbox"/> 診察室 <input checked="" type="checkbox"/> 手術室 <input checked="" type="checkbox"/> 処置室	<input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置
<input type="checkbox"/> 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室	<input type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器
<input type="checkbox"/> へき地診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input type="checkbox"/> 面会室	<input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> 携帯用医療機器
<input type="checkbox"/> 周産期医療	<input type="checkbox"/> 専用病床(床)	<input checked="" type="checkbox"/> 食料 <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品
<input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input checked="" type="checkbox"/> 優先的に使用される病床	<input checked="" type="checkbox"/> 自家発電装置
	<input type="checkbox"/> 備蓄倉庫	<input type="checkbox"/> トリアージタッグ
	<input type="checkbox"/> ヘリポート(<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地)	<input type="checkbox"/> 救急用自動車
	<input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) 開設するべき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科 医師	薬剤師	診療 放射線 技師	歯科 技工士	臨床 検査 技師	歯科 衛生士	看護 師	助産 師	栄養 士	理学 療法士	作業 療法士	臨床 工学 技士	事務 職員	調理 師	その他	計
定員	10	0	3	1	0	1	0	34	0	1	7	4	0	0	0	0	61
実人員	15	0	4	5	0	6	0	68	0	3	33	11	1	21	6	50	223
内特殊 関係者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	0	9	0	1	0	1
	オンコール	0	0	0	2	0	3
内 精神科医（再掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0
内 小児科医（再掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0
内 産婦人科医（再掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0
薬剤師	病院内	0	4	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0
診療放射線技師	病院内	0	4	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	1	0	1
臨床検査技師	病院内	0	4	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	1	0	1
看護師	病院内	0	35	0	7	0	13
	オンコール	0	0	0	0	0	0
合計	病院内	0	58	0	8	0	14
	オンコール	0	0	0	4	0	5
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	0	9	0	2	0	2
	オンコール	0	0	0	4	0	5
内 周産期医療（再 掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0
内 小児救急医療 （再掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人健友会
理事長 宮崎 幸哉

住 所： 長崎市下町2番11号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人健友会 上戸町病院
病院の所在地	長崎市上戸町4丁目2番20号
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合〕

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	8,361 件	45 件	A 8,406 件
内 時間外加算の算定件数	602 件	5 件	① 607 件
内 休日加算の算定件数	851 件	3 件	② 854 件
内 深夜加算の算定件数	206 件	0 件	③ 206 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④) / A }			19.83% %

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

○ 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 平成 31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	2,978 件	15 件	A 2,993 件
内 時間外加算の算定件数	237 件	3 件	① 240 件
内 休日加算の算定件数	380 件	2 件	② 382 件
内 深夜加算の算定件数	75 件	0 件	③ 75 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件

(自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	2,461 件	6 件	A 2,467 件
内 時間外加算の算定件数	180 件	2 件	① 182 件
内 休日加算の算定件数	215 件	0 件	② 215 件
内 深夜加算の算定件数	57 件	0 件	③ 57 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	2,922 件	24 件	A 2,946 件
内 時間外加算の算定件数	185 件	0 件	① 185 件
内 休日加算の算定件数	256 件	1 件	② 257 件
内 深夜加算の算定件数	74 件	0 件	③ 74 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	8,361 件	45 件	A 8,406 件
内 時間外加算の算定件数	602 件	5 件	① 607 件
内 休日加算の算定件数	851 件	3 件	② 854 件
内 深夜加算の算定件数	206 件	0 件	③ 206 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

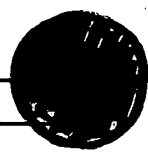
添付書類6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人健友会

申請者名： 理事長 宮崎 幸哉

住 所： 長崎市下町2番11号



以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	28人	0人	0%	0人	0%
監 事	3人			0人	0%
社 員	— 人	— 人	— %		
評議員	30人	0人	0%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

- すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の2第1項第1号ニ）

（該当する項目欄の口にチェックすること。）

- 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	あり（理事、監事及び評議員に対する報酬の支給規程 資料1）
監事	あり（理事、監事及び評議員に対する報酬の支給規程 資料1）
評議員	あり（理事、監事及び評議員に対する報酬の支給規程 資料1）

添付資料

- 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給規程 資料1

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びヘ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	あり（法人所有施設の賃貸 寄附行為第6条に記載）	有 ・ 無
金銭の貸付け	あり（職員貸付金規程 参照）	有 ・ 無
資産の譲渡	なし	有 ・ 無
給与の支給	あり（理事、監事及び評議員に対する報酬の支給規程 資料1）	有 ・ 無
役員等の選任	あり（理事、監事及び評議員に関する明細書 書類付表1）	有 ・ 無
その他財産の運用及び事業の運営	なし	有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	3,318,610,810 円
B 純資産の額	500,949,140 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	15.1%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	2,691,800,298 円
イ 本来業務の用に供する財産	1,523,068,823 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	1,168,731,475 円
ハ 収益業務の用に供する財産	
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	
ホ 減価償却引当特定預金	
へ 特定事業準備資金	
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	94,648,387 円
F 事業費用の額	3,153,069,457 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号子）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	保有なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
出 資	長崎市医師会協同組合 4,000 円 西日本自動車共済協同組合 1,000 円 全日本民医連厚生事業協同組合 655,000 円	有 ・ <input type="radio"/> 無
社団法人の社員権	保有なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
組合契約	保有なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
信 託	保有なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
外国の法令に基づく財産	保有なし	有 ・ <input type="radio"/> 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
その他公益に反する事実	なし	有 ・ <input type="radio"/> 無

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

医療法第42条の2第1項第6号に基づき、医療法施行規則第30条の35の2項第1号二により、社会医療法人 健友会（以下、「当法人」という。）の理事等に対する支給基準を次のように定める。

第1章 対象となる役員

第1条 この基準の対象となるものは、当法人の理事・監事・評議員（以下「理事等」という。）とする。

第2条 理事等には、理事、職員（使用人）兼務役員等および非常勤の理事・監事・評議員等を含むものとする。

第2章 報酬等の範囲

第3条 この基準の対象となる報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当（以下、「報酬等」という。）は、次のことを斟酌し、不当に高額とならないよう配慮する。

- (ア) 民間事業者の役員の報酬等
- (イ) 当法人の従業員の報酬等
- (ウ) 当法人の経理（特に損益・収支）の状況
- (エ) 当法人と同規模・類似内容の医療法人の状況
- (オ) その他、特に配慮すべき事項

第4条 理事等には、報酬・賞与・退職手当以外の「職務遂行の対価として受ける財産上の利益」は原則として支給しない。ただし、特別の理由があるとき、その理由・金額等を明らかにして理事会の議を経て、評議員会の決議を受けるものとする。

第5条 理事等には、この基準で定めるほか、特別の利益供与をしてはならない。

第3章 報酬の勤務形態による区分

第6条 理事等の報酬は、以下により支給する。

1. 医師の資格を有する理事は、医師免許資格取得年および相互協議し、理事会で決定する。
2. 医師でない常勤理事の報酬等は、理事会で決定する。
3. 理事の報酬等は、理事会で決定し、職務手当表（別紙資料1）により支給する。
4. 評議員の報酬は、支給しない

第4章 報酬の算定方法

第7条 職員（使用人）兼務役員を除く理事等に対する賞与は、原則支給しない。ただし、経営業績及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案し公正な検討を行い、理事会の議を経て、評議員会で決定する。

第8条 理事に対する退職手当は、第3条に掲げた参酌基準をもとに「職員の退職手当に関する規程」に準じて退職手当として支給する。理事会の承認を受けるものとする。

第5章 報酬等の支給の方法及び形態

第9条 理事等に対する報酬等（退職手当）の支給方法は、原則として銀行振込により、源泉徴収税額を控除して支給する。

第6章 その他

第10条 この基準の改定は、公認会計士等の意見を聞き、理事会の議を経て行う。

第11条 この基準は、当法人の本部に置き、債権者等に開示するとともに長崎県知事に事業報告書等とともに届出・閲覧する。

第12条 この基準の管理は、当法人財務部・財務部長を責任者とする。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

平成23年	4月	1日	一部改正	※社会医療法人への移行にともなう修文
平成25年	4月	1日	一部改正	※理事手当改正にともなう別表1改正及び修文
令和2年	5月	28日	一部改正	※理事手当改正にともなう別表1改正及び修文
令和3年	6月	10日	一部改正	※評議員会出席 別表1改正及び修文

別紙1

職 務 手 当 表

1. 役職毎に、職務給に別途手当として月額支給する。

理 事 長	400,000円
副理事長	350,000円
専務理事	160,000円
常務理事	140,000円
理 事	15,000円
監 事	30,000円

2. 評議員会に出席した評議員には、交通費相当額として1回3,000円を支給する。

3. 前項の支給額の変更については、理事会の議を経るものとする。

別紙2

退 職 手 当 表

1. 退職時に「職員の退職手当に関する規程」に準じて退職手当として支給する。
2. 非常勤理事・監事については、支給しない。
3. 前項の支給額の変更については、理事会の議を経るものとする。

(書類付表3)

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	564,395,874 円				566,195,629 円
現金及び預金					566,195,629 円
事業未収金	531,951,014 円				円
有価証券					円
たな卸資産	8,099,940 円				円
前渡金	0 円				円
前払費用	5,552,107 円				円
繰延税金資産	円				円
その他の流動資産	18,792,813 円				円
固定資産	2,127,404,424 円	0 円	0 円	円	60,614,883 円
有形固定資産	2,039,966,530 円	0 円			0 円
建物	624,252,286 円	円			円
構築物	16,048,972 円	円			円
医療用器械備品	29,532,785 円	円			円
その他の器械備品	7,648,689 円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	1,251,323,282 円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	111,160,516 円	円			円
無形固定資産	12,595,294 円	0 円			0 円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	10,906,036 円	円			円
その他の無形固定資産	1,689,258 円	円			円
その他の資産	74,842,600 円		0 円	円	60,614,883 円
有価証券					円
長期貸付金					52,421,383 円
役員等長期貸付金					8,193,500 円
長期前払費用	0 円				円
繰延税金資産	0 円				円
減価償却引当特定預金			0 円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	74,842,600 円				円
資産合計	2,691,800,298 ①	0 ②	0 ③	0 ④	626,810,512 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

区分	施設名(事業名)	合 計	上戸町病院	大浦診療所	香焼民主診療所	花丘診療所	五峰ふれあい診療所	戸町ふくし村	77本4星取	期間看護STそよかぜ	健友会777ラビカ-	健友会MM'-ST	本部
流動資産		564,393,874 円	331,962,857 円	46,239,320 円	17,432,023 円	10,878,939 円	17,841,387 円	73,823,527 円	14,330,211 円	7,167,547 円	9,841,836 円	10,821,362 円	4,036,345 円
事業未収金		531,951,014 円	327,504,862 円	45,017,624 円	17,376,176 円	10,762,032 円	16,756,045 円	72,349,346 円	14,264,534 円	7,173,630 円	9,837,814 円	10,888,951 円	4,036,345 円
たな卸資産		8,099,940 円	6,921,391 円	74,535 円	24,770 円	29,925 円	1,049,319 円	円	円	円	円	円	円
前渡金		0 円	0 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前払費用		5,552,107 円	1,970,829 円	976,574 円	126,567 円	150,074 円	137,234 円	1,844,262 円	153,688 円	38,680 円	45,555 円	358 円	108,486 円
繰延税金資産		0 円	0 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
その他の流動資産		18,792,813 円	15,565,775 円	190,787 円	-95,490 円	-63,092 円	-101,211 円	-370,081 円	-87,511 円	-44,763 円	-61,513 円	-67,947 円	3,927,859 円
固定資産		2,127,404,424 円	577,926,851 円	231,487,679 円	9,055,449 円	84,657,716 円	66,584,243 円	968,783,469 円	44,134,044 円	74,984 円	161,009 円	1 円	124,338,979 円
有形固定資産		2,039,966,530 円	575,071,133 円	249,800,097 円	8,934,625 円	84,397,716 円	65,982,508 円	967,665,853 円	44,134,044 円	0 円	1 円	1 円	44,380,552 円
建物		624,252,286 円	155,040,493 円	74,590,640 円	6,157,472 円	19,104,126 円	2 円	342,678,090 円	11,230,375 円	円	円	円	15,451,088 円
構築物		16,048,972 円	7,002,527 円	2 円	14,206 円	192,576 円	217,305 円	7,512,138 円	1,110,218 円	円	円	円	円
医療用器械備品		29,532,785 円	20,215,859 円	1,032,193 円	1,442,177 円	157,796 円	4,864,568 円	1,820,191 円	1 円	円	1 円	円	円
その他の器械備品		7,648,689 円	4,232,788 円	262,789 円	4 円	10 円	195,893 円	1,248,465 円	7 円	円	1 円	1 円	1,708,731 円
車両及び船舶		0 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
土地		1,251,323,282 円	339,857,000 円	165,963,091 円	円	63,427,000 円	60,000,000 円	565,801,191 円	29,980,000 円	円	円	円	26,295,000 円
その他の有形固定資産		111,160,516 円	48,722,466 円	7,951,382 円	1,320,766 円	1,516,208 円	704,740 円	48,005,778 円	1,813,443 円	円	円	円	1,125,733 円
無形固定資産		12,595,294 円	2,845,718 円	1,637,582 円	70,824 円	210,000 円	361,735 円	38,016 円	0 円	74,984 円	149,008 円	0 円	7,207,427 円
借地権		0 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
ソフトウェア		10,906,036 円	2,520,834 円	1,101,944 円	0 円	0 円	213,295 円	0 円	0 円	円	円	円	7,069,963 円
その他の無形固定資産		1,689,258 円	324,884 円	535,638 円	70,824 円	210,000 円	148,440 円	38,016 円	円	74,984 円	149,008 円	0 円	137,464 円
その他の資産		74,842,600 円	10,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	240,000 円	1,679,600 円	0 円	0 円	12,000 円	0 円	72,751,000 円
長期前払費用など		0 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
繰延税金資産		0 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
その他の固定資産		74,842,600 円	10,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	240,000 円	1,679,600 円	0 円	0 円	12,000 円	0 円	72,751,000 円
資産合計		2,691,800,298 円	929,889,708 円	297,746,999 円	26,487,472 円	95,536,655 円	84,425,630 円	1,042,606,996 円	58,464,755 円	7,242,531 円	10,002,865 円	10,821,363 円	128,575,324 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載(同一施設内において複数の事業を行っている場合は、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載)すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
- ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これらに類する資産については追加しないこと。
- ◎が○と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
基本設計料				
建築物確認手数料				
実施設計料				
工事着手金				
ボーリング調査				
合計	—	—		

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合計	—	円	円	⑦円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
			円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合計	—	円	円	⑧円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細(N0.1)

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
長崎市大浦町9-33	30.0 m ²	30.0 m ²	m ²	大浦ガレージ
長崎市大浦町9番35	12.0 m ²	12.0 m ²	m ²	大浦駐車場
長崎市相生町3-4	11.0 m ²	11.0 m ²	m ²	大浦駐車場
長崎市相生町3-12	10.00 m ²	10.0 m ²	m ²	大浦駐車場
長崎市相生町58-2	72.0 m ²	72.0 m ²	m ²	大浦駐車場
長崎市大浦町30番21	56.4 m ²	m ²	56.4 m ²	大浦診療所
長崎市大浦町30番11	120.19 m ²	m ²	120.19 m ²	大浦診療所
長崎市大浦町29番9	168.13 m ²	m ²	168.13 m ²	大浦診療所
長崎市大浦町29番15	55.17 m ²	m ²	55.17 m ²	大浦診療所
長崎市大浦町29番13	32.16 m ²	m ²	32.16 m ²	大浦診療所
長崎市大浦町29番10	171.90 m ²	m ²	171.90 m ²	大浦診療所
長崎市上戸町4丁目154-2の 一部地	185.00 m ²	185.0 m ²	m ²	駐車場
長崎市上戸町4丁目153番 6	9.10 m ²	m ²	9.10 m ²	上戸町病院 診療所地代
長崎市上戸町4丁目129番 6	10.00 m ²	m ²	10.00 m ²	上戸町病院

6 土地の明細(N0.2)

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
長崎市上戸町4丁目129番 2	11,524.00 m ²	m ²	11,524.00 m ²	上戸町病院
長崎市上戸町4丁目154番 6	853.00 m ²	m ²	853.00 m ²	上戸町病院
長崎市上戸町4丁目153番 10	21.00 m ²	m ²	21.00 m ²	上戸町病院
長崎市上戸町4丁目118番	2,082.00 m ²	m ²	2,082.00 m ²	上戸町病院
長崎市香焼町田ノ浦501番地 2,501番地3,509番地 1,552番地1,552番地口	858.76 m ²	858.76 m ²	m ²	香焼民主診療所
長崎市花丘町13-19	36.57 m ²	36.57 m ²	m ²	ガレージ
長崎市花丘町146番	72.92 m ²	m ²	72.92 m ²	花丘診療所
長崎市花丘町145番	122.94 m ²	m ²	122.94 m ²	花丘診療所
五島市三尾野2丁目2-9	80.00 m ²	80 m ²	m ²	医師住宅
五島市武家屋敷記2-3-12	49.50 m ²	49.50 m ²	m ²	五島職員住宅
五島市三尾野2丁目371番 地1	581.81 m ²	m ²	581.81 m ²	五島ふれあい診療 所
五島市三尾野2丁目	84.00 m ²	84.00 m ²	m ²	駐車場
長崎市戸町4丁目7番17号	16.00 m ²	16.00 m ²	m ²	ふくし村井戸敷地
長崎市戸町4丁目200番15	1,879.00 m ²	m ²	1,879.00 m ²	戸町ふくし村

6 土地の明細(N0.3)

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
長崎市戸町4丁目199番	231.00 m ²	m ²	231.00 m ²	戸町ふくし村
長崎市戸町4丁目178番12	333.28 m ²	m ²	333.28 m ²	戸町ふくし村
長崎市戸町4丁目178番10	5,452.23 m ²	m ²	5,452.23 m ²	戸町ふくし村
長崎市戸町3丁目200番2	103.00 m ²	m ²	103.00 m ²	公衆用道路
長崎市戸町3丁目200番14	230.00 m ²	m ²	230.00 m ²	戸町ふくし村
長崎市戸町3丁目200番12	72.00 m ²	m ²	72.00 m ²	戸町ふくし村
長崎市戸町4丁目212番88	10.00 m ²	m ²	10.00 m ²	戸町ふくし村
長崎市戸町4丁目178番地 14	288.39		288.39	戸町ふくし村
長崎市星取2丁目818番3	228.18 m ²	m ²	228.18 m ²	ケアホーム星取
長崎市星取2丁目818番2	269.42 m ²	m ²	269.42 m ²	ケアホーム星取
長崎市星取2丁目817-5	0.85 m ²	m ²	0.85 m ²	ケアホーム星取
長崎市星取2丁目836番6	114.00		114.00	公衆用道路
長崎市下町2-7	48.00 m ²	48.00 m ²	m ²	ガレージ
長崎市下町3-2	119.70 m ²	m ²	119.70 m ²	本部事務所

長崎市上田町12-1	12.00 m ²	12.00 m ²	m ²	駐車場

7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
上戸町病院 (病院)	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	4,833.68 m ²	自家	1階	1,827.94 m ²
				2階	1,498.19 m ²
				3階	1,443.23 m ²
				4階	64.32 m ²
上戸町病院 (倉庫)	鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	32.32 m ²	自家	倉庫	32.32 m ²
大浦診療所 (診療所・事務所)	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	2,168.02 m ²	自家	1階	492.55 m ²
				2階	488.08 m ²
				3階	488.08 m ²
				4階	488.08 m ²
				5階	211.23 m ²
香焼民主診療所	鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	349.31 m ²	自家	診療所	349.31 m ²
					m ²
					m ²
花丘診療所	鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建	280.94 m ²	自家	1階	143.75 m ²
				2階	137.19 m ²
					m ²
五島ふれあい診療所	木造スレート葺2階建	366.00 m ²	自家	1階	288.00 m ²
				2階	78.00 m ²
					m ²
戸町ふくし村	軽量鉄骨造スレート葺2階建	407.87 m ²	自家	1階	185.94 m ²
				2階	221.93 m ²
					m ²
戸町ふくし村	鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺4階建	3,208.39 m ²	自家	1階	942.30 m ²
				2階	785.59 m ²
				3階	785.40 m ²
				4階	785.40 m ²
					m ²
本部事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	345.99 m ²	自家	1階	86.36 m ²
				2階	88.77 m ²
				3階	88.77 m ²
				4階	82.09 m ²
					m ²
戸町ふくし村	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,175.47 m ²	自家	1階	597.27 m ²
				2階	520.53 m ²
				3階	57.67 m ²

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：医療法人財団健友会 理事長 宮崎 幸哉
住 所：長崎市下町2番11号

以下のとおり相違ありません。

1 収入金額（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	診療 割合
上戸町病院	社会保険診療	1,782,689,306 円	133,751,834 円	1,916,441,140 円	94.4% %
	労災保険診療	18,828,084		18,828,084	0.9%
	健康診査	16,205,515	10,842,549	27,048,064	1.3%
	助産			0	0.0%
	その他	33,427,176	34,378,622	67,805,798	3.3%
	計	1,851,150,081	178,973,005	2,030,123,086	100.0%
大浦診療所	社会保険診療	226,806,577 円	15,580,518 円	242,387,095 円	79.3% %
	労災保険診療	33,149,973		33,149,973	10.8%
	健康診査	15,615,987	2,101,032	17,717,019	5.8%
	助産			0	0.0%
	その他	9,475,009	2,913,722	12,388,731	4.1%
	計	285,047,546	20,595,272	305,642,818	100.0%
香焼民主診療所	社会保険診療	89,467,431 円	7,419,083 円	96,886,514 円	90.5% %
	労災保険診療	1,744,001		1,744,001	1.6%
	健康診査	4,531,196	336,800	4,867,996	4.5%
	助産			0	0.0%
	その他	3,073,827	457,123	3,530,950	3.3%
	計	98,816,455	8,213,006	107,029,461	100.0%
花丘診療所	社会保険診療	47,323,607 円	4,000,303 円	51,323,910 円	73.7% %
	労災保険診療	6,232,392		6,232,392	9.0%
	健康診査	5,129,839	861,581	5,991,420	8.6%
	助産			0	0.0%
	その他	4,758,070	1,294,251	6,052,321	8.7%
	計	63,443,908	6,156,135	69,600,043	100.0%
五島ふれあい診療所	社会保険診療	69,614,749 円	12,736,833 円	82,351,582 円	60.1% %
	労災保険診療	30,943,171		30,943,171	22.6%
	健康診査	9,597,729	2,424,728	12,022,457	8.8%
	助産			0	0.0%
	その他	8,832,102	2,966,932	11,799,034	8.6%
	計	118,987,751	18,128,493	137,116,244	100.0%
その他の介護福祉施設等	社会保険診療	450,587,573 円	155,056,613 円	605,644,186 円	88.1% %
	労災保険診療			0	0.0%
	健康診査			0	0.0%
	助産			0	0.0%
	その他	11,491,928	69,969,717	81,461,645	11.9%
	計	462,079,501	225,026,330	687,105,831	100.0%
合 計	社会保険診療	2,666,489,243	328,545,184	2,995,034,427 ①	89.8% ⑥
	労災保険診療	90,897,621	0	90,897,621 ②	2.7% ⑦
	健康診査	51,080,266	16,566,690	67,646,956 ③	2.0% ⑧
	助産	0	0	0 ④	0.0% ⑨
	その他	71,058,112	111,980,367	183,038,479 ⑤	5.5%
	計	2,879,525,242	457,092,241	3,336,617,483	100.0% %

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
(2) 合計①、②、③、④、⑤の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

3 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

健康保険法	26,104,553 円	学校保健法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	16,380,934 円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	25,161,469 円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑩ 67,646,956 円

（記載上の注意事項）

- ③が⑩と一致すること。

4 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑪ 件	⑫ 円
分娩件数 (⑪) × 50万円		⑬ 円

（記載上の注意事項）

- ④が⑫又は⑬の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

5 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

6 経費の額等の明細（規則第30条の35の2第1項第2号ハ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の 給与	医療の提供に要する 費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
上戸町病院	2,035,263,538 円	1,261,639,922 円	638,283,107 円	1,899,923,029 円	107.1 %
大浦診療所	306,284,155	205,660,819	91,623,660	297,284,479	103.0 %
香焼民主診療所	107,044,666	75,604,905	26,559,518	102,164,423	104.8 %
花丘診療所	69,600,043	38,493,712	21,588,621	60,082,333	115.8 %
五島ふれあい診療所	119,675,265	59,514,142	28,950,366	88,464,508	135.3 %
合計	2,637,867,667 ⑭	1,640,913,500	807,005,272	2,447,918,772 ⑮	107.8 %

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計⑭が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計⑮が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

最終仕入原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法による。ただし、平成 10 年 4 月以降に取得した建物、平成 28 年 4 月以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法による。

②無形固定資産

定額法による。

3 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、債権の期末残高に対して法定繰入率に基づき計上している。

②退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。資産にかかる控除対象外消費税は発生年度に費用処理している。ただし、控除対象外消費税額が 20 万円以上のたな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税については、その他の固定資産に計上して費用処理している。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①ファイナンス・リース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

② 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上している。なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によ

て処理している。

6 収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

① 資産及び負債のうち、収益業務に係るもの

(単位：千円)

	金額
資産	55,733
負債	—

② 収益業務からの繰入金の状況に関する事項

(単位：千円)

	前期末残高	当期繰入額	当期元入額	当期末残高
繰入純額	-62,588	1,551	—	-61,037

7 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① ファイナンス・リース取引

(単位：千円)

	金額
リース料総額	351,027
未経過リース料の当期末残高	51,084

② 有形固定資産

(単位：千円)

有形固定資産の減価償却累計額	2,857,586
----------------	-----------

③ 補助金等の内訳、交付者等及び貸借対照表等への影響額

(単位：千円)

補助金等の内訳	交付者	貸借対照表等への影響額
長崎県新型コロナウイルス感染症検査実施機関設備整備事業費補助金	長崎県	設備補助金 3,772 固定資産圧縮記帳損 3,772

8 担保に供されている資産に関する事項

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		
種類	期末帳簿価額	担保の種類	内容	期末残高	
土地	1,191,323	根抵当	長期借入金 (15年以内返済予定額を含む)	292,147	
建物・建物付属設備	727,230	根抵当			
合計	1,918,553				

9 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 出元である関係事業者									
種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	該当なし								
(取引条件及び取引条件の決定方針等)									
(2) 個人である関係事業者									
種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)		
	該当なし								
(取引条件及び取引条件の決定方針等)									

以上

様式第四号

法人名 社会医療法人健友会
所在地 長崎市下町2-1-1

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	積立金			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和 3年 3月 31日 残高	80,000	248,746	328,746	328,746
会計年度中の変動額				
当期純利益		172,203	172,203	172,203
会計年度中の変動額合計		172,203	172,203	172,203
令和 4年 3月 31日 残高	80,000	420,949	500,949	500,949

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人健友会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市下町2-11

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	土地	1,251,323			1,251,323			1,251,323
	建物	1,885,813			1,885,813	1,261,561	37,112	624,252
	建物付属設備	1,108,808	700	42,100	1,067,408	956,247	19,490	111,161
	構築物	153,865			153,865	137,816	1,412	16,049
	医療器械	414,676	14,593	11,801	417,468	387,935	15,009	29,533
	器具備品	126,138	2,664	7,127	121,675	114,027	3,458	7,649
	計	4,940,623	17,957	61,028	4,897,553	2,857,586	76,481	2,039,967
無形 固定 資産	電話加入権	1,686			1,686			1,686
	ソフトウェア	87,780	2,750		90,530	79,624	3,963	10,906
	その他の無形固定資産	1,618			1,618	1,615	101	3
	計	91,084	2,750		93,834	81,238	4,063	12,595
そ の 他 の 資 産	長期預金	70,000			70,000			70,000
	長期貸付金	65,633	11,862	16,880	60,615			60,615
	出資金	660			660			660
	差入保証金	160			160			160
	敷金	252			252			252
	その他の固定資産	4,632	990	1,852	3,771			3,771
	計	141,337	12,852	18,732	135,457			135,457

様式第六号

法人名 社会医療法人健友会
 所在地 長崎市下町2-11

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,695	3,701	3,695	3,701
退職給付引当金	758,013	37,718	85,416	710,315

様式第七号

法人名 社会医療法人健友会 ※医療法人整理番号
 所在地 長崎市下町2-11

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	67,375	—		—
1年以内に返済予定の 長期借入金	323,898	164,358	0.61	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	1,666,345	1,679,649	0.61	2035年9月
その他の有利子負債				
合 計	2,057,618	1,844,007	—	—

様式第八号

法人名 社会医療法人健友会
 所在地 長崎市下町2-11

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

様式第九の一号

法人名 社会医療法人健友会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市下町2-11

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務 事業費用	附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
材料費	212,551	26,499	—	239,050
給与費	1,740,266	523,473	—	2,263,740
委託費	126,334	32,707	—	159,040
経費	234,052	74,529	—	308,581
その他の事業費用	134,716	44,628	3,314	182,658
計	2,447,919	701,836	3,314	3,153,069

様式九の二号

法人名 社会医療法人健友会
所在地 長崎市下町2-11

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	111,005	
診療材料費	69,929	
給食材料費	58,116	239,050
II 給与費		
給料・賞与	1,914,712	
退職給付費用	69,068	
法定福利費	279,960	2,263,740
III 委託費		
検査委託費	20,986	
給食委託費	21,601	
寝具委託費	4,751	
清掃委託費	30,760	
その他委託費	80,942	159,040
IV 経費		
賃借料	7,864	
修繕費	8,756	
器機保守料	33,619	
車両費	13,438	
福利厚生費	14,134	
旅費交通費	7,436	
消耗品費	24,328	
消耗備品費	6,794	
水道光熱費	65,132	
その他経費	127,081	308,581
V その他の事業費用		
減価償却費	80,545	
リース料	35,186	
控除対象外消費税	66,928	182,658
事業費用計		3,153,069

独立監査人の監査報告書

2022年6月8日

社会医療法人 健友会
理事会 御中

協働公認会計士共同事務所
東京都新宿区

公認会計士

千葉 啓



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人健友会の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上